

江府町条例第 17 号

江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正をここに公布する。

令和 7 年 6 月 5 日

江府町長 白石 祐 治

江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年江府町条例第26号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
(選挙用ビラの作成の公費負担) 第7条 略 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払い) 第9条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。)を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当	(選挙用ビラの作成の公費負担) 第7条 略 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払い) 第9条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。)を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当

する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(掲示場用ポスターの作成の公費の支払)

第12条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に41,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(掲示場用ポスターの作成の公費の支払)

第12条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に41,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。